

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(令和2年度実績・令和3年度実施計画)

【基本方針3 財政運営】

		取組分類	重点実施項目
実施項目名	未収金の解消	所管課	財政課 関係各課
取組内容	貸付金、使用料等に係る未収金の解消に向け、数値目標を設定して徴収対策を強化するとともに、発生の未然防止に係る取組を強化します。 県方針、標準マニュアル及び個別マニュアルに基づいた適切な債権管理を推進し、未収金の解消に向けた取組を強化します。		
取組項目	2020(R2)実施計画	2020(R2)実績	2021(R3)実施計画
1 未収債権ごとの 数値目標の設定及び解消策 の実行	<p>【解消策の実行】</p> <p>未収債権ごとで設定した未収金残高を目標に、未収金の発生予防及び個別マニュアル等に基づいた適切な債権管理を行う。</p> <p>※対象となる債権</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護費返還金 児童扶養手当返還金 母子父子寡婦福祉資金貸付金 農業改良資金貸付金 小規模企業者等設備導入資金 <p>貸付金</p> <ol style="list-style-type: none"> 県営住宅使用料 損害賠償金(県営住宅) <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、償還金の支払いの猶予等を行う。</p> <p>また、県営住宅使用料については、コロナの影響により収入が著しく減少し、既存の減免制度要件に該当する場合は、家賃の減免が可能である旨を周知する。</p>	<p>【解消策の実行】</p> <p>未収債権ごとで設定した未収金残高を目標に、未収金の発生予防及び個別マニュアル等に基づいた適切な債権管理を行った。</p> <p>※対象となる債権</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護費返還金 児童扶養手当返還金 母子父子寡婦福祉資金貸付金 農業改良資金貸付金 小規模企業者等設備導入資金 貸付金 県営住宅使用料 損害賠償金(県営住宅) <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>生活保護返還金については、新型コロナウイルス感染症の影響により返還が困難となった債務者については、分割納付や履行計画の見直しを行った。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった債務者に対し、償還金の支払いの猶予等を行った。</p> <p>県営住宅使用料については、コロナの影響により収入が著しく減少し、既存の減免制度要件に該当する場合は、家賃の減免が可能である旨の周知を図った。</p>	<p>【解消策の実行】</p> <p>未収債権ごとで設定した未収金残高を目標に、未収金の発生予防、条例、県方針及び個別マニュアル等に基づいた適切な債権管理を行う。</p> <p>※対象となる債権</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護費返還金 児童扶養手当返還金 母子父子寡婦福祉資金貸付金 農業改良資金貸付金 小規模企業者等設備導入資金 <p>貸付金</p> <ol style="list-style-type: none"> 県営住宅使用料 損害賠償金(県営住宅) <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>生活保護返還金については、新型コロナウイルス感染症の影響により返還が困難となった場合は、分割納付や履行計画の見直しを行う。</p> <p>児童扶養手当返還金については、新型コロナウイルス感染症の影響があると思われる場合は、分割納付等を周知する。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金については、新型コロナウイルス感染症の影響により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、償還金の支払いの猶予等を行う。</p> <p>県営住宅使用料については、コロナの影響により収入が著しく減少し、既存の減免制度要件に該当する場合は、家賃の減免が可能である旨を周知する。</p>
	活動指標	各個票で設定	各個票で設定

【前ページのつづき】

2	適切な債権管理の推進	<p>【調査及びヒアリングの実施、債権放棄議案提出】 一般会計と特別会計(病院・企業局を除く)における私債権を対象に、債権管理の状況を把握するため、引き続き調査及びヒアリングを実施するとともに、必要に応じて手続きに関する助言を行う。 また、準備が整い次第、債権放棄の議案提出を行う。</p> <p>【未収金の実態を踏まえ、債権管理条例を制定】 これまでの債権管理の状況及び他県調査を踏まえ、課題の整理を行い、債権管理条例の制定に向けた取組を行う。</p>	<p>【調査及びヒアリングの実施、債権放棄議案提出】 県方針が適用される一般会計と特別会計(病院・企業局を除く)における私債権を対象に、債権管理の状況を把握するため、6月及び11月に調査とヒアリングを実施するとともに、債権管理条例案を整理し意見照会を行い、庁内の合意形成を図った。 また、12月に債権管理条例を制定している12都道府県に対し、条例制定の効果等の調査を行い、課題を整理した。</p> <p>【未収金の実態を踏まえ、債権管理条例を制定】 上記の調査結果を踏まえ、条例制定の準備が整ったことから、令和3年2月議会において、議案を提出し、条例を制定した(令和3年4月1日施行)</p>	<p>【調査及びヒアリングの実施、債権放棄議案提出】 一般会計と特別会計(病院・企業局を除く)における私債権を対象に、債権管理の状況を把握するため、債権管理条例を適用した放棄予定の債権調査及びヒアリングを実施するとともに、必要に応じて手続きに関する助言を行う。 準備が整い次第、債権放棄の議案提出や条例の規定による債権の放棄を行う。 また、標準マニュアルを債権管理条例を反映した内容に改定するほか、県民向けに債権管理条例の解説を作成し、ホームページで周知する。</p>		
	活動指標	調査 年1回 ヒアリング 年1回	調査 年1回 ヒアリング 年1回	調査 年1回 ヒアリング 年1回		
取組の効果		<p>県方針、標準マニュアル及び個別マニュアルに基づいた適切な債権管理の推進により、未収金の解消につながった。 また、未収金の解消に向け、これまでの庁内調査及び他県調査の結果を踏まえ、課題を整理し条例制定の準備が整ったことから、令和3年2月議会において、条例を制定した。 個別債権によっては、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた債務者について、分割納付や支払猶予、減免の制度を案内し、債務者の生活に配慮した取組を行った。</p>				
成果指標	成果指標名	基準値	2020(R2)			2021(R3)
	上記7債権の収入未済額(千円)	5,146,938 (H28実績)	目標値	実績値	目標値からの改善幅	目標値
			4,117,209	3,756,899	360,310	3,872,183
評価	推進状況	○ 順調				
	推進状況が「順調」以外の場合はその要因					
	今後の方向性及び改善策(「順調」の場合でも記載)	<p>(令和3年8月2日修正) 全体では、実績値は目標値を上回った(収入未済額が小さい)が、債権ごとに見ると7債権中2債権で目標値を下回り、そのうち1債権については大幅に下回っている(収入未済額が大きい)。 今後は、標準マニュアルを債権管理条例を反映した内容に改定するとともに、各債権ごとに掲げた数値目標を達成できるよう、県方針、標準マニュアル及び個別マニュアルに加え、条例に基づく適切な債権管理を推進する。 また、債権管理の一層の適正化を図るため、各部局へ説明会を実施し、適正な事務処理の推進や、回収見込みのない債権については、放棄を検討するよう取組を促進する。 県民に向けては、債権管理条例の解説を作成し、条例制定の周知に取組む。</p>				

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	生活保護費返還金	所管課	保護・援護課
債権の概要	生活保護制度では収入に変動があった場合に届出の義務を課しているが、届出がない場合等保護費が過大に支給されるため、その返還決定に伴う債権		

具体的な対応策等
 返還金が発生する主な原因として、保護費以外の収入の届出がないことがあることから、返還金を発生させないための取組として、生活保護受給者に対し収入が見込まれる場合の届出義務を周知徹底するほか、特に稼働年齢層の世帯員がいる世帯に対しては、訪問活動により就労の有無等の実態把握を徹底する。
 また、未収金を発生させないための取組として、「生活保護費等返還金債権管理マニュアル」に基づき、債務者に対し督促状の送付、電話や訪問による催告を行うほか、分割納付や履行延期等、個々の滞納者に合わせた履行計画の策定や見直しを積極的に行う。
 さらに、生活保護費返還金等担当者会議を開催し、適切な債権管理の方策等について協議を行う。

(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
目標額 a	121,198	118,895	115,835	112,194	108,107
(現年度分)	(27,114)	(25,823)	(24,532)	(23,241)	(21,950)
(過年度分)	(94,084)	(93,072)	(91,303)	(88,953)	(86,157)
うち時効到来債権残高	12,683	11,415	10,274	9,247	8,322
決算値 b	162,678	180,922	212,241	199,498	0
(現年度分)	(71,556)	(40,543)	(75,663)	(50,270)	
(過年度分)	(91,122)	(140,379)	(136,578)	(149,228)	
うち時効到来債権残高	10,886	11,457	12,837	10,003	
達成度 a-b	▲ 41,480	▲ 62,027	▲ 96,406	▲ 87,304	
(現年度分)	(▲ 44,442)	(▲ 14,720)	(▲ 51,131)	(▲ 27,029)	
(過年度分)	(2,962)	(▲ 47,307)	(▲ 45,275)	(▲ 60,275)	
うち時効到来債権残高	1,797	▲ 42	▲ 2,563	▲ 756	

(単位:千円)	増減額	左の内訳(増減要因)			
		徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他
H29末→H30末	18,244	▲ 3,006	▲ 7,544	40,543	▲ 11,749
H30末→R1末	31,319	▲ 1,642	▲ 18,490	75,663	▲ 24,212
R1末→R2末	▲ 12,743	▲ 12,879	▲ 10,377	50,270	▲ 39,757
R2末→R3末					
合計	36,820	▲ 17,527	▲ 36,411	166,476	▲ 75,718

※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。

2020(R2) 取組状況
 主な取組として、各福祉事務所において生活保護費返還金等債権管理マニュアルに沿った督促、履行延期、財産調査等の債権管理や債権発生 of 未然防止を目的とした保護受給者に対する収入申告義務等の周知を引き続き徹底した。
 また、長期間進展のなかった債権の調査・督促を積極的に行い、状況把握を行うことで納入の促進や分割納付につなげるなど、未収金の縮減を図った。
 新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減等により返還が困難となった債務者については、分割納付や履行計画の見直しを行うなど、債務者の生活に配慮した上で適切な債権管理を行った。
 (※令和3年7月7日金額を決算値に修正)

推進状況	× 大幅遅れ	財政効果	12,743	千円
------	--------	------	--------	----

2020(R2) 課題
 ケースワーカーによる訪問時の納入指導や履行延期の推進等により、令和元年度と比較すると収入済額は増加したが、生活保護世帯の増加に比例して返還決定債権も増加しており、目標に至らない状況である。
 今後新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活保護世帯の増加が加速されることが予想されており、対応を強化する必要がある。

今後の方向性及び改善策
 引き続き電話や訪問による積極的な催告等適切な債権管理に努めるとともに、債務者の状況に応じて履行延期制度を適切に活用するなど、無理なく返済を継続できる状態につなげていく。また、債権管理適正化調査員を活用するとともに、債権発生時には初期の段階で納入指導を行う等対応していく。
 債務者から新型コロナウイルス感染症の影響により、返還が困難との相談があった場合は、引き続き分割納付や履行計画の見直しを行う。

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	児童扶養手当返還金	所管課	青少年・子ども家庭課
債権の概要	受給者が婚姻したり、公的年金を受給したため、児童扶養手当の受給資格がなくなったにもかかわらず届出がない、若しくは届出が遅れたため発生した過払いについての返還金		

【返還金を発生させないための取組み】

- ① 「児童扶養手当のしおり」等で、公的年金が遡って支給された場合には、年金と児童扶養手当が重複する期間分については、返還金が生じることを周知する。
- ② 町村と連携し、1月、3月、5月、7月、9月、11月の定期払い前には、受給者の異動状況を確認する。
- ③ 年金事務所に対し、受給者の年金受給状況を照会する。

【未収金を発生させないための取組み】(「児童扶養手当返還金債権管理マニュアル」(平成29年3月改訂)に基づく取組)

- ① 納入期限までに納入がなかった債務者に対し、督促状を发出する。
- ② 一括納付が困難な債務者に対し、分割納付を促す。
- ③ 電話に回答のない者については、文章による促しを行う。
- ④ 時効が完成している債権について、関係書類を整理し、不納欠損処理を行う。

(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
目標額 a	46,157	44,905	44,216	44,154	44,000
(現年度分)	(4,234)	(4,234)	(4,234)	(4,234)	(4,234)
(過年度分)	(41,923)	(40,671)	(39,982)	(39,920)	(39,766)
うち時効到来債権残高	30,550	27,390	23,869	21,949	20,986
決算値 b	50,430	40,042	29,792	28,516	0
(現年度分)	(10,610)	(4,429)	(2,615)	(2,887)	
(過年度分)	(39,820)	(35,613)	(27,177)	(25,629)	
うち時効到来債権残高	30,356	25,482	15,278	12,039	
達成度 a-b	▲ 4,273	4,863	14,424	15,638	
(現年度分)	(▲ 6,376)	(▲ 195)	(1,619)	(1,347)	
(過年度分)	(2,103)	(5,058)	(12,805)	(14,291)	
うち時効到来債権残高	194	1,908	8,591	9,910	

(単位:千円)	増減額	左の内訳(増減要因)			
		徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他
H29末→H30末	▲ 10,388	▲ 1	▲ 6,939	4,429	▲ 7,877
H30末→R1末	▲ 10,250	▲ 70	▲ 11,291	2,615	▲ 1,504
R1末→R2末	▲ 1,276	▲ 100	▲ 4,086	2,887	23
R2末→R3末					
合計	▲ 21,914	▲ 171	▲ 22,316	9,931	▲ 9,358

※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。

2020(R2) 取組状況	【※令和3年7月13日金額を決算値に修正】 関係書類の整備をすすめた結果4,086千円の不能欠損処理を行った。 H8～H17に発生した未収金について、電話による生活状況の確認等を行った結果、509件について計4,086千円の不納欠損処理を行った。			
推進状況	○順調	財政効果	1,276	千円
2020(R2) 課題	債権発生防止の取組を一層強化する。 過年度の未収金の回収方法を検討する必要がある。 新型コロナウイルス感染症の影響により、減収等があった債務者に対し返還に関する助言等の方法を工夫する必要がある。			
今後の方向性及び改善策	督促状の送付、電話連絡・家庭訪問による催告を通じた債権回収に努め、債権が高額の場合は必要に応じて、返済可能額での分割納付について助言を行う。特に感染症の影響があらと思われる債務者については、分割納付等について周知を行う。 時効到来債権については、引き続き関係書類の整備をすすめ、不納欠損処理を行う。			

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	母子父子寡婦福祉資金貸付金	所管課	青少年・子ども家庭課
債権の概要	母子及び父子並びに寡婦に対する修学資金や就学支度資金等の貸付金が償還されず発生した未収金		

具体的な対応策等

平成29年3月に改訂した「沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」に基づき、次のとおり適正な債権管理の取組を推進する。

- ① 現年度分については、滞納期間の早いうちに連帯保証人と接触することや、事務所へ3者(借受人、連帯借受人、連帯保証人)に来所していただき、催告や償還に対する意識付けの強化を図ることにより滞納の長期化を防ぐ。
- ② 過年度分の徴収困難事案について、民間債権回収会社の活用により回収を図る。
- ③ 督促月間は年2回以上実施する。
- ④ 時効到来債権について整理し不納欠損処理を行う。
- ⑤ 時効援用等の取得が難しい債権等については債権放棄を検討し整理を進める。

(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
目標額 a	115,123	106,799	99,994	94,516	90,205
(現年度分)	(10,139)	(10,367)	(10,634)	(10,940)	(11,287)
(過年度分)	(104,984)	(96,432)	(89,360)	(83,576)	(78,918)
うち時効到来債権残高	17,891	17,146	16,400	15,655	14,910
決算値 b	113,686	101,666	98,747	91,199	0
(現年度分)	(8,473)	(8,572)	(11,133)	(9,057)	
(過年度分)	(105,213)	(93,094)	(87,614)	(82,142)	
うち時効到来債権残高	14,489	15,343	8,348	11,214	
達成度 a-b	1,437	5,133	1,247	3,317	
(現年度分)	(1,666)	(1,795)	(▲ 499)	(1,883)	
(過年度分)	(▲ 229)	(3,338)	(1,746)	(1,434)	
うち時効到来債権残高	(3,402)	(1,803)	(8,052)	4,441	

(単位:千円)	増減額	左の内訳(増減要因)			
		徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他
H29末→H30末	▲ 12,020	▲ 15,598	▲ 4,994	8,572	0
H30末→R1末	▲ 2,919	▲ 11,846	▲ 2,206	11,133	0
R1末→R2末	▲ 7,548	▲ 14,086	▲ 2,519	9,057	0
R2末→R3末					
合計	▲ 22,487	▲ 41,530	▲ 9,719	28,762	0

※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。

2020(R2) 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉事務所との償還対策会議を開催し、現状と課題を確認した。 ・滞納期間の早い時期に借受人だけでなく、連帯保証人に対して償還指導を行った。 ・各福祉事務所において償還督促月間を設け、集中的な催告を実施した。 ・時効到来債権を整理し、所在調査、時効援用の申立てのあった債権の内容確認等を行い、不納欠損処理を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還金の支払いを1年以内で猶予した。またその猶予期間中は利子を課していない。(※令和3年7月30日決算値を修正(違約金を除いた)) 			
推進状況	○順調	財政効果	7,548	千円
2020(R2) 課題	過年度債権は、長期債権も多く、所在確認や資産調査等が難しいケースも多々あり、整理が難しい状況にある。			
今後の方向性及び改善策	当貸付金の債権は、回収不能と思われる長期滞納債権も多いことから、今後も引き続き債権の整理が必要である。特に援用や自己破産等による不納欠損だけでなく、その他の回収不能と見込まれる債権についても、債権放棄も含めた整理が必要である。 対応防止策としては、引き続き、滞納が始まって早い段階での償還指導(相談含む)を行い、滞納の長期化を防ぐことが重要であると考え。 新型コロナウイルス感染症の影響は未だあることから、引き続き影響を受けている方への支払猶予を行う。			

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	農業改良資金貸付金				所管課	農政経済課	
債権の概要	新たな農業経営等にチャレンジする農業者に対する資金の無利子貸付						
具体的な対応策等	<p>平成29年3月に策定した「沖縄県農業改良資金債権管理マニュアル」に基づき、適正な債権管理に取り組むため、以下の取り組みを行っていく。</p> <p>① 借受者本人のみならず連帯保証人に対しても面談・督促を行い、債務者の実情を把握して分割返済等を促す。</p> <p>② 県の督促にも誠意を示さないケースについては、誠実に返済に応じている債務者との公平性を確保するため、債権回収に豊富な知識と経験を有する債権回収会社に回収を委託し、県・民間委託の両輪で回収を強化していく。</p> <p>③ 民間委託を行った中で、返済余力がありながら返済に応じない債務者に対しては、費用対効果を検討し、効果が大きいと判断されるケースについては法的措置を検討する。</p> <p>④ やむを得ず不納欠損せざるを得なくなったケースについては速やかに処理を行い、実行ある債権回収となるよう取り組んでいく。</p>						
収入未済額の推移	(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	
	目標額 a	349,014	329,830	312,674	297,332	283,619	
	(現年度分)	-	(0)	(0)	(0)	(0)	
	(過年度分)	(349,014)	(329,830)	(312,674)	(297,332)	(283,619)	
	うち時効到来債権残高	44,530	44,174	43,820	43,470	43,122	
	決算値 b	338,797	317,027	294,172	270,993	0	
	(現年度分)	(0)	(0)				
	(過年度分)	(338,797)	(317,027)	(294,172)	(270,993)		
	うち時効到来債権残高	44,520	47,485	46,664	47,326		
	達成度 a-b	10,217	12,803	18,502	26,339		
	(現年度分)						
	(過年度分)	(10,217)	(12,803)	(18,502)	(26,339)		
うち時効到来債権残高	10	▲ 3,311	▲ 2,844	▲ 3,856			
対前年度比増減・要因	(単位:千円)	増減額				左の内訳(増減要因)	
			徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他	
	H29末→H30末	▲ 21,770	▲ 21,770	0	0	0	
	H30末→R1末	▲ 22,855	▲ 22,855				
	R1末→R2末	▲ 23,179	▲ 23,179				
	R2末→R3末						
合計	▲ 67,804	▲ 67,804	0	0	0		
※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。							
評価等	2020(R2)取組状況	主債務者及び連帯保証人に対して文書による催告の後、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した上、面談等を実施し返済を促した。回収困難な案件については、民間債権回収会社(サービサー)へ債権回収業務を委託し、四半期毎に報告を受け、具体的な対策について協議し、回収強化に努めた。(令和3年7月30日決算値に修正)					
	推進状況	○順調	財政効果	23,179	千円		
	2020(R2)課題	長期にわたる延滞により、債務者の高齢化や相続など問題が複雑化し債権管理が困難な状況である。					
今後の方向性及び改善策	サービサーの活用とともに、個別面談等を実施し、債務者の現況確認等を行い、適切な債権管理に努めていく。						

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	小規模企業者等設備導入資金貸付金	所管課	中小企業支援課
債権の概要	①高度化資金元利収入 中小企業者等への貸付金元利収入 ②設備資金元利収入 小規模企業者等への貸付金元利収入		

具体的な対応策等	<p>【営業中である延滞貸付先】(高度化資金)</p> <p>① 事業者の決算書等を参考に、返済額増額の交渉等を検討する。また必要に応じて経営診断を実施し、経営改善等を着実に推進させることで返済額増額につなげる。</p> <p>② 「債権管理マニュアル(中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金)」(平成29年2月策定)に基づき、個々の貸付先に応じた債権管理を行う。</p>
	<p>【破綻先・回収困難先等】(高度化資金・設備近代化資金)</p> <p>① 主債務者及び連帯保証人からの分割納付による回収。</p> <p>② 回収困難先については、引き続き民間債権回収会社へ債権回収業務を委託し回収強化を図る。</p> <p>③ 返済にあたり誠意が見られない貸付先については抵当権行使等、裁判所手続きによる回収の検討。</p> <p>④ 無資産、生活困難等回収不能債権については、履行延期特約等、法的手段について検討する。</p> <p>⑤ 徴収停止方針を策定した貸付先について、今後5年間必要な調査を行う。</p>

収入未済額の推移	(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
	目標額 a	3,539,817	3,400,550	3,250,009	3,100,002	2,949,761
	(現年度分)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(過年度分)	(3,539,817)	(3,400,550)	(3,250,009)	(3,100,002)	(2,949,761)
	うち時効到来債権残高	12,922	12,922	12,922	12,922	12,922
	決算値 b	3,592,004	2,899,330	2,787,843	2,669,993	0
	(現年度分)	(0)	(0)	(0)		
	(過年度分)	(3,592,004)	(2,899,330)	(2,787,843)	(2,669,993)	
	うち時効到来債権残高	41,888	41,888	301,823	272,857	
	達成度 a-b	▲ 52,187	501,220	462,166	430,009	
(現年度分)	(0)	(0)	(0)			
(過年度分)	(▲ 52,187)	(501,220)	(462,166)	(430,009)		
うち時効到来債権残高	▲ 28,966	▲ 28,966	▲ 288,901	▲ 259,935		

対前年度比増減・要因	(単位:千円)	増減額	左の内訳(増減要因)			
			徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他
	H29末→H30末	▲ 692,674	▲ 692,674	0	0	0
	H30末→R1末	▲ 111,487	▲ 111,487		0	
	R1末→R2末	▲ 117,850	▲ 88,884	▲ 28,966		
	R2末→R3末					
合計	▲ 922,011	▲ 893,045	▲ 28,966	0	0	

※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。

評価等	2020(R2) 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 回収困難先について、民間債権回収会社へ債権回収業務を委託し債権回収を図った。 回収不能債権について、不納欠損処理を行った。 			
	推進状況	○順調	財政効果	117,850	千円
	2020(R2) 課題	貸付から長期間経過している債権が多く主債務者、連帯保証人のみならず相続人など関係者が多岐にわたるため回収や接触等が困難な状況である。			
	今後の方向性及び改善策	<ul style="list-style-type: none"> 償還に対する誠意が見られない貸付先については、強制的な方法(強制執行)も検討する。 回収不能債権の消滅手続に関する方針に基づき、債権消滅に向けた諸準備を行う。 			

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	県営住宅使用料				所管課	住宅課
債権の概要	県営住宅の使用料					
具体的な対応策等	1 入居者に対する家賃早期納入及び滞納防止の意識啓発の取組 2 長期・高額滞納者(滞納6ヶ月以上又は20万円以上)に対する法的措置の対応 3 「訴えの提起について」の議案提出回数増による長期滞納防止及び収納率改善 4 債権回収会社へ集金代行業務の委託 5 債務者の状況把握、不納欠損処理を含めた適正な債権管理 6 研修等を通じた職員のスキルアップ 7 指定管理者への債務者対応に関する講座の実施 8 弁護士等への「退去滞納者に係る所在調査及び生活状況の確認業務等」の委託					
収入未済額の推移	(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
	目標額 a	683,214	617,783	546,610	469,011	396,491
	(現年度分)	(99,143)	(89,229)	(79,315)	(69,400)	(64,443)
	(過年度分)	(584,071)	(528,554)	(467,295)	(399,611)	(332,048)
	うち時効到来債権残高	461,723	436,701	401,443	364,664	326,009
	決算値 b	683,393	642,847	585,354	496,700	0
	(現年度分)	(80,567)	(61,346)	(53,774)	(34,771)	
	(過年度分)	(602,826)	(581,501)	(531,580)	(461,929)	
	うち時効到来債権残高	477,129	483,169	445,363	388,945	
	達成度 a-b	▲ 179	▲ 25,064	▲ 38,744	▲ 27,689	
(現年度分)	(18,576)	(27,883)	(25,541)	(34,629)		
(過年度分)	(▲ 18,755)	(▲ 52,947)	(▲ 64,285)	(▲ 62,318)		
うち時効到来債権残高	▲ 15,406	▲ 46,468	▲ 43,920	▲ 24,281		
対前年度比増減・要因	(単位:千円)	増減額	左の内訳(増減要因)			
			徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他
	H29末→H30末	▲ 40,546	▲ 84,685	▲ 17,207	61,346	
	H30末→R1末	▲ 57,493	▲ 69,580	▲ 41,687	53,774	
	R1末→R2末	▲ 88,654	▲ 65,650	▲ 57,775	34,771	
	R2末→R3末					
合計	▲ 186,693	▲ 219,915	▲ 116,669	149,891	0	
※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。						
評価等	2020(R2)取組状況	【※令和3年7月14日金額を決算値に修正】 ・滞納1月以上の入居者に対して、指定管理者の相談窓口及び団地訪問にて直接面談し、早期の納付指導を実施した。 ・滞納者に対する「訴えの提起について」議案を年3回提出(平成29年度までは年2回)し、法的措置対応強化による納付意識の喚起に努めた。 ・職員のスキルアップのため、10月に研修(公営住宅の管理・不当行為等への対応講座など)に参加を行った。(1回2名) ・上記の現入居者への働きかけの強化により、現年度の未収額も減少の傾向にあり、平成29年度には93件だった議決件数が令和2年度には7件と大幅に減少している。 ・回収困難な退去滞納者(過年度分)に係る債権について債権回収業者に集金代行業務委託を行った。(回収実績:637万1千円) ・債権回収業者から返納があった債権に係る退去滞納者の所在調査及び生活状況の確認業務等の委託等を行い不納欠損による債務整理(5,777万5千円)を行った。				
	推進状況	○順調	財政効果	88,654	千円	

【前ページのつづき】

未収金債権名	県営住宅使用料	所管課	住宅課
2020(R2)課題	<p>県営住宅の入居者は、入居条件が低所得者であり、高齢者、母子・父子世帯等要配慮世帯も多いことから、特別な支出により滞納に陥りやすい家計状況にある世帯も多く、長期、高額滞納に至らないように滞納前段階からの滞納原因の解消対策を講じる必要がある。</p> <p>また、県営住宅退去者の未収金は、転居先での接触困難化や高額滞納などにより回収困難な状況にあり、固定化しやすいことから、事務効率化や不納欠損処理等による適正な債権管理に努めながら未収金の縮減に取り組む必要がある。</p>		
評価等 今後の方向性及び改善策	<p>令和2年度に引き続き、県営住宅入居者に対して専門相談窓口の案内、家賃減免制度等の周知徹底を行う。</p> <p>令和2年度から6か所へ増設した指定管理者窓口(令和元年度までは3か所)を活用することで、滞納発生前段階からの相談体制を構築し、滞納発生を未然防止する環境を整える。</p> <p>また、入居者の生活状況の変化に早期対応するため、滞納初中期段階において通知、電話、訪問等を行い、入居者との接触機会を得て、専門相談員を活用した分納相談、家賃減免制度の案内、福祉機関連携による社会福祉制度の活用支援により入居者の生活安定を図り、新たな滞納発生の防止対策を講じる。</p> <p>収入申告期間経過後の早期、継続的な催促により、収入未申告を原因とした高額家賃よる支払不納防止を図る。</p> <p>県営住宅退去者に対しては、入居時の滞納原因解消対策による債権圧縮に加え、債権回収代行業者委託による事務効率化を図ることや回収不能債権に対する不納欠損処理を行うなど適切な債権管理を行う。</p> <p>滞納額増加抑制を目的とする、訴えの提起の知事の専決化について、関係機関と調整を進めているところである。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策関連の取組】</p> <p>県のホームページや、指定管理者作成のチラシ、相談窓口において、コロナの影響により収入が著しく減少した場合についても、既存の減免制度の要件に該当する場合は、家賃の減免が可能である旨を周知している。</p>		

沖縄県行政運営プログラム 進捗管理表(個票:未収金の解消)

未収金債権名	損害賠償金(県営住宅)		所管課	住宅課		
債権の概要	県営住宅の入居契約を解除された者が住宅を明け渡さない場合に、契約解除の翌日から住宅を明け渡す日までの間で発生する債権					
具体的な対応策等	<p>当該債権は全てが10年以上前の債権で、その債務者は、無資力により県営住宅使用料の支払が困難となって入居契約の解除に至っており、そのため、同時に住宅使用料の債務も抱えている。これら債務者からの回収があった場合、県営住宅使用料を優先することとしており、損害賠償金の回収は極めて困難であるため、以下の取組を実施する。</p> <p>①当該債務者の状況把握に努めるとともに、債務者の死亡又は所在不明等により回収が極めて困難と判断される債権については、不納欠損処理を行う。</p> <p>②主債務者または連帯保証人の所在が確認できた場合は、未納分住宅使用料と併せて催告を再開する。</p>					
1	(単位:千円)	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
	目標額 a	60,537	41,091	0	0	0
	(現年度分)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(過年度分)	(60,537)	(41,091)	(0)	-	-
	うち時効到来債権残高	60,537	41,091	-	-	-
	決算値 b	60,705	19,677	174	0	0
	(現年度分)	(0)	(0)	(0)		
	(過年度分)	(60,705)	(19,677)	(174)		
	うち時効到来債権残高	60,705	19,677	174		
	達成度 a-b	▲ 168	21,414	▲ 174	0	
	(現年度分)	(0)	(0)	(0)		
(過年度分)	(▲ 168)	(21,414)	(▲ 174)			
うち時効到来債権残高	▲ 168	21,414	174			
対前年度比増減・要因	(単位:千円)	増減額	左の内訳(増減要因)			
			徴収額	不納欠損額	新たな発生額	その他
	H29末→H30末	▲ 41,028	0	▲ 41,028	0	0
	H30末→R1末	▲ 19,503	0	▲ 19,503	0	0
	R1末→R2末	▲ 174	0	0	0	▲ 174
	R2末→R3末					
合計	▲ 60,705	0	▲ 60,531	0	▲ 174	
※上記「増減額」について、▲は未収金額の解消が進んでいることを意味する。						
評価等	2020(R2)取組状況	損害賠償金(県営住宅)ではない滞納家賃の延滞金174千円を減額修正。				
	推進状況	○順調	財政効果	0	千円	
	2020(R2)課題	損害賠償金(県営住宅)は、2019(R1)年度の不納欠損処理をもって未収金の整理を終了。				
今後の方向性及び改善策	損害賠償金(県営住宅)発生の原因である家賃滞納への対策にしっかり取り組む。					